

10 セーフティネットによる生活支援			
主管課名	福祉健康部 生活福祉課		
主管課長名	宇津木 ゆみ子	電話番号	042-481-7092
関係課名 (組織順)	産業振興課, 福祉総務課, 高齢福祉担当, 障害福祉課, 健康推進課, ごみ対策課		
目的	対象	生活困窮者, 生活保護受給者	
	意図	自立して生活をおくることができる, 健康で文化的な生活をおくることができる	
施策の方向	生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め, 個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに, 生活保護制度の適切な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し, 自立に向けて継続的な支援を実施していきます。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 令和2年度の振り返り — 取組実績 (DO)

施策の成果向上に向けた主な取組実績	
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）	
（10-1 生活困窮者の自立支援） <ul style="list-style-type: none"> ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」（社会福祉協議会へ委託）では生活困窮者に関する包括的な相談、支援プランの作成のほか、他の制度・支援の情報提供を行った。 一体的に実施している就労準備支援事業・家計改善支援事業の利用促進に努めた。 離職等により経済的に困窮し家賃の支払いが困難な方に「住居確保給付金」制度の活用ができるように支援を行い自立の促進を図った。 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、生活困窮世帯や生活保護世帯の中学生を対象に支援を行い、進学や学習意欲等の向上につなげた。 	
①横断的連携による施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 子ども生活部との連携はもちろんのこと、各種相談事業を所管する庁内関係部署との連携や地域福祉コーディネーター、ハローワーク、居住支援協議会等の関係機関とも緊密に連携した。 ■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」 生活困窮者就労準備支援事業では個々の困窮状況に応じて、自立した生活を送れるように支援するため、地域の多様な主体による支えあい体制の構築に向け、地域福祉コーディネーターをはじめ地域包括支援センター、地域支え合い推進員、民生委員、こころの健康支援センター等の機関との連携を図った。 	
（10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援） <ul style="list-style-type: none"> 国が掲げる「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」の3点を柱に適正な保護の実施に努めた。 「漏給防止」の取組として、相談の際には、生活保護制度等についての十分な説明や助言を行った。また、必要な方が生活保護に繋がるよう、地域の方々からの情報提供に対しては、迅速な現場確認に努めた。 「濫給防止」の取組としては、被保護世帯の生活状況を把握し、自立の助長に向けた適切な指導を行うため、査察指導員が各ケースワーカーに年間訪問計画の策定と訪問活動の実施を働きかけるとともに、その進行管理に努めた。 「自立支援」では、就労支援員が庁内ハローワークや民間職業紹介事業者の就職サポート事業を活用し、被保護者の経済的な自立の促進を図った。また、日常生活や地域社会において自立した生活を送れるよう、金銭管理支援事業・自立促進事業を行い、次世代育成支援として高校3年生までの通塾代や大学受験費用の助成を行った。 	
②調布のまちの魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月から多摩地域では2番目となる先駆的な取組として、市役所内にハローワーク常設窓口を設置し、就労支援対象者への支援に取り組んでいる。 	
< 令和2年度における施策の成果についての総括 > <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の相談窓口として調布市生活ほっとあんしん相談事業を社会福祉協議会と連携し実施した。 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、支援窓口であるワンストップ型の「調布ライフサポート」では、住居確保給付金の支給や自立相談支援事業に加え、家計改善事業・就労準備支援事業を一体的に実施することで生活困窮者の自立の促進を図った。また、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」を活用し、子どもの学習支援・生活支援等を実施した。 生活困窮者に対する最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用に努めた。生活保護受給者の自立の促進を図るため、ケースワーカーが各関係機関と連携しながらきめ細かな訪問活動を行うとともに、金銭管理支援や次世代育成にも取り組み、自立に向けた支援体制づくりに寄与した。 	

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値		目標値
			令和元年度	令和2年度	令和4年度
1 就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合	87.0 (H30)	%	75.6	86.9	90.0
2 就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合	46.1 (H29)	%	50.5 (H30)	45.3 (R1)	50.0
【特記事項】就労者数には、前年度から継続支援している対象者も含まれる。					

2 令和2年度の振り返り — 評価 (CHECK)

◆施策の成果向上に向けて、令和2年度に実施した取組に対する評価

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合的な評価

総合評価	A	S:「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A:「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B:「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C:「実施した取組において予定した成果が得られなかった。」 D:「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関との連携を図りながら、生活保護受給者の自立の促進に向けたきめ細かな支援を行うことができたため。 ・就労支援員及び委託事業所の担当職員、庁内ハローワークのナビゲーターとの相互連携により、支援対象者への積極的な支援を行うことを通じて、就労支援により経済的自立の助長が図れたため。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、各種相談や住居確保給付金等の利用者が大幅に増加したが、組織横断的な連携による体制整備を図りつつ、市民に寄り添った対応を図ることができたため。 ・生活困窮者の相談窓口として「調布市ほっとあんしん相談事業」を社会福祉協議会と連携しながら実施し、一人ひとりの状況に応じた生活支援事業（調布ライフサポート・住居確保給付金等）を案内することで必要な支援につなげることができたため。 ・生活困窮者自立支援法の改正により、「住居確保給付金」の対象者の拡充・要件が緩和されたことを踏まえて、安定した住居の確保と就労を支援することができたため。 	

3 施策の方向 — (ACTION)

◆コロナ禍の影響等を踏まえた現基本計画期間内（令和4年度まで）における施策の主な課題と取組の方向

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

主な課題	取組の方向
①様々な事情により、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者について、生活保護に至る前の段階から自立支援を図るため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援の実施。	①生活困窮者の相談窓口として「調布市ほっとあんしん相談事業」を社会福祉協議会と連携しながら実施し、一人一人の状況に応じた生活支援事業（調布ライフサポート・住居確保給付金等）を案内することで、必要な支援につなげる。
②生活保護法の改正により創設された「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月から必須事業化。健康上の問題を抱えていると考えられる被保護者に対し、データに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進。	②調布市は令和2年度から事業を実施。健康診断を受けていない被保護者への受診勧奨を行うほか、生活習慣病の予防・改善に向け、保健師による6箇月間の保健指導により被保護者における健康保持の推進を図るとともに、日常生活の自立を支援する。
③生活保護法改正により創設された、被保護者の日常生活上の支援を、日常生活支援住居施設に委託する仕組みの活用。	③令和2年10月から日常生活支援住居施設への委託を開始した、単独での居住が困難な被保護者について、家事等に関する支援・服薬等の健康管理支援・金銭管理の支援等の日常生活の支援を行う取組を継続する。

◆デジタル技術を活用した利便性向上や事務の効率化に向けた今後の取組

（オンライン活用、ペーパーレス化、電子申請による手続など）

※重点プロジェクトに関連する取組（★印）、新規の取組（●印）、拡充の検討を要する取組（○印）、左記以外の取組（・印）

●一般医療保険制度においては、令和3年3月から保険証の代わりに個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行された。一方、生活保護の医療扶助については、令和元年12月に「新デジタルガバメント実施計画」が閣議決定されたことを受け、個人番号カードを利用した医療扶助のオンライン資格確認について、令和5年度中の導入を目指していく。今後の具体的な運用の在り方や必要なシステム改修について検討していく。

4 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向）

◆施策を取り巻く状況（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向
 ※法改正・制度改正などに加えて、「フェーズフリー」、「スマートシティ」など多角的な視点も含めた状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	①全国の生活保護受給者数は、平成 27 年3月をピークに減少に転じ、令和3年2月現在で204万7778人。生活保護受給世帯は163万7143世帯。生活保護受給者及び世帯数は前年同月と比較して0.8%減少している。世帯累計別の割合では、高齢者世帯が増加傾向にあり、それ以外の世帯（母子・傷病世帯）については減少傾向が続いている。 ②生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、5年に1度検証を行うとともに社会経済状況を総合的に勘案して改定を行っている。	①今後も増加する高齢者世帯に対応するため、高齢者の被保護者に対する自立支援の拡充を検討する。 ②平成 30 年から段階的に実施している生活扶助基準の見直しについて、引き続き、適切に対応していく。
東京都や近隣自治体の動向等	③令和3年2月現在の保護率比較（東京都及び 26 市の数値は、東京都福祉保健局の福祉・衛生行政統計による） ・東京都は20.2%で前年同月比0.2ポイント減少した ・26市は17.3%で前年同月比0.1ポイント減少した ・調布市は13.2%で前年同月比0.3ポイント増加した（多摩 26 市中、上位から 22 番目）	③保護率は、東京都及び近隣の市においては減少傾向となっているが、調布市は微増傾向にある。増加の要因としては、市内に入院施設のある大規模な精神病院もあり、精神障害者施設やグループホームも多くみられ、他市と比較して保護受給者世帯に占める傷病・障害者世帯の割合が多いことが考えられる。 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことにより、保護の新規開始世帯数は、2年ぶりに増加に転じた。コロナ禍においては、新規相談は増加傾向にあるため、個々のケースに寄り添った対応が求められる。これらの状況を勘案しつつ、「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」の3点を柱に適正な保護に努めていく。
その他		

10 セーフティネットによる生活支援

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	生活困窮者自立支援事業		●	生活福祉課	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方の自立を支援するため、生活困窮者の早期把握に努め、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を実施する。ワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援する。
2	自立支援事業の充実		●	生活福祉課	被保護者の個々の状況や自立阻害要因を把握、類型化したうえで、対象となる被保護者を選定し、自立支援プログラムを策定、適用することにより、個々の被保護者に対して自立支援プログラムに基づき、必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を組織的に行う。

10 セーフティネットによる生活支援

※各事務事業の概要については、巻末の「⑦事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R2決算事業費(千円)	令和2年度の取組実績	実績評価	進捗状況・今後の取組の方向												
								R2取組実績				方向						今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に◆印を記載しています)		
								計画前倒し	計画どおり	計画遅れ	コロナ影響	有効性改善	効率性改善	財政面改善	参加と協働改善	現状継続				
1	生活困窮者自立支援事業		●	生活福祉課	160,627	生活困窮者自立支援法に基づき、ワンストップ型相談窓口（自立相談支援機関）を調布市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者の生活に関する包括的な相談を受け付け、生活上の課題整理を行ったうえで支援プランを作成し、就労支援等の各種支援を実施した。 令和2年度は3774人の新規相談を受け付け、そのうち177件の支援プランを作成し継続的な支援を行うことで、153人の就労決定に結び付いた（前年度からの継続含む）。令和元年度から新規で行った家計改善支援事業は9人、就労準備支援事業は46人が利用した。また、就労支援中の家賃について支給する「住居確保給付金」については、415名が利用した。 そして、「子ども・若者総合支援事業」の一環としては、「子どもの学習支援事業」を実施し、生活困窮家庭の中学生35人が、延べ931回利用し、高校生世代は53回利用した。	◎		●											令和2年度は、引き続き生活困窮者に対する自立相談支援事業に加え、就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施し、効果的な支援に取り組んだ。 子どもの学習支援事業については、平成31年4月1日から生活困窮者自立支援法の改正により「子どもの学習・生活支援事業」として強化されたことから、今後における自立支援をより効果的に行うに当たっては、子ども生活部との連携事業である生活支援事業について、児童青少年課と協議を行い、令和2年度からは居場所事業の一環として高校生世代への支援を行った。 ◆自立相談支援機関（調布ライフサポート）及び住居確保給付金は、社会福祉協議会の小口資金や市の生活福祉相談、緊急援護資金貸付等とともに、「調布市生活ほっとあんしん相談事業」の一つとして、市と社会福祉協議会が連携し、生活困窮している方に案内している。
2	自立支援事業の充実		●	生活福祉課	58,461	ケースワーカーと就労支援員が市役所本庁舎内に常設されているハローワーク窓口のほか、民間事業者による就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を活用する中で、それぞれが連携しながら、きめ細かな就労支援を行った。その結果、就労支援を行った153人のうち、52人が就労につながり、6世帯が生活保護から自立することができた。 金銭管理支援事業については、98世帯の利用があり、被保護者の日常生活支援や、地域社会において自立した生活が送れるよう支援を行うことができた。 また、通塾代等の助成を受けた人数は28人であった。そのような中で、被保護世帯の中学3年生は全員進学することができた。	○		●											就労支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で就労支援が難しい状況が続き、就職に至らないケースが多かった。引き続き求人倍率等は厳しい状況だが、就労可能な被保護者に対しては、就労準備事業を含め、就労に向けた支援を行っていく。 自立促進事業については、小・中学生の受給者が減少しており、塾代等の利用が減っているが、引き続き対象者への周知を行い、利用促進を図る。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響で、休業等により一時的に収入が減少する方や離職者等が増えることが予測されることを受け、令和2年度に開始した「調布市生活ほっとあんしん相談事業」のもと、引き続き、社会福祉協議会との連携を強化することで、包括的な支援体制の充実に努め、効果的な支援を行っていく。
										0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	計
										0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	割合（％）

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「⑥事務事業一覧（施策体系順）」をご参照ください。